

いよいよマイナンバー制度が始まる。そのセキュリティをどう守るかについての議論が盛ん

であるが、金融機関には、長年にわたって顧客の個人情報を適切に管理してきた実績がある。マイナンバーを含む特定個人情報についても考え方は同じであり、問題なく対応していけるだろう。

金融機関のうち、証券会社や保険会社は顧客からマイナンバーを取得して税務書類に記載する事務が増えるが、これは数年前から認識されていた変更であり、すでに準備は整っている。

他方、銀行は、一部の事務を除けば、窓口で顧客からマイナンバーを取得することはない。通常の預金業務においては、顧客一人ひとりについて税務書類を作成することがないからだ。制度発足当初は、預金口座にマイナンバーは付番されないのである。

しかし、マイナンバー制度の趣旨を考えると、個人保有の金融資産で最大のシェアを占める預金にマイナンバーが紐付けされないのは問題だという指摘があり、9月3日に成立したマイナンバー法の改正によって2018年から預金口座への付番が可能となる予定である。しかし、この改正後も、付番するかどうかは顧客の任意なので、マイナンバーが付番される預金口座はさほど多くはならないだろう。このため、将来的にはすべての預金口座にマイナンバーの付番を義務化すべきとの主張もある。その場合、既存の数億も

の預金口座への付番がそもそも可能なのか、その膨大な事務コストを誰が負担するのか、といった問題が残る。

日本のように誰もが簡単に銀行口座を開設できる国は珍しい。銀行口座の開設や維持は基本的に無償であり、給与振込や公共料金の自動引落などのインフラとしても活用されている。

ところが、保険や証券が当然に持っている顧客の住所氏名を継続的に確認する仕組みが、銀行にはない。個人の氏名や住所、電話番号が変わった場合、それが銀行に通知されなくても、預金口座は利用できてしまう。キ

ャッシュカードが定期的に更新されることもない。これは、犯罪対策の観点からも望ましい状態ではない。

仮に将来、すべての預金口座にマイナンバーを付番することが必要となるのであれば、それを単なる制度案件とみなすのではなく、個人を対象とする銀行のビジネスをITを活用して高度化するチャンスと捉えてはどうだろう。通帳を有償のオンラインにして、スマホのアプリでサービスを提供するとか、印鑑による認証を廃止してインターネット経由の認証手段を充実するとか、ICカードやワンタイムパスワードによるワンクリック認証を提供するといった様々な施策をパッケージとして提案できる。そのようにして整備した顧客基盤で収益機会を拡大することも含め、銀行のマイナンバーへの対応を長期的視点で考えていくことが大切ではないか。

預金口座へのマイナンバー 付番の先を見据えて

日本銀行金融機構局 金融高度化センター長

岩下 直行



いわした・なおゆき ● 1984年慶應義塾大学経済学部卒、日本銀行入行。94年に日銀金融研究所に異動し、以後約15年間、金融分野における情報セキュリティ技術の研究に従事。同研究所・情報技術研究センター長、下関支店長、11年7月から日立製作所情報・通信システム社に出向、13年7月決済機構局参事役、14年5月から現職。